

2.4 控訴審における専門訴訟

2.4.1 控訴審における医事関係訴訟

医事関係訴訟の控訴審は、民事控訴審訴訟事件全体と比較すると、その平均審理期間（11.7月）は2倍近くとなっており、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数が多い。争点整理実施率も民事控訴審訴訟事件全体に比べると高いが、これは、医事関係訴訟はもともと事案の内容が複雑困難であるため、控訴審においても改めて争点整理を要することとなる事件が比較的多いことを反映しているのではないかと考えられる。

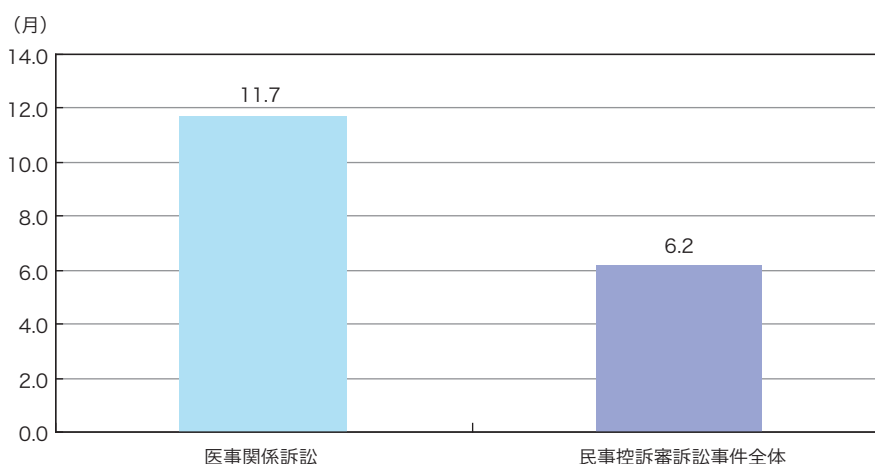
医事関係訴訟は、控訴審においても、鑑定実施率が高く、鑑定が実施された事件の平均審理期間は30.3月と長期化している。鑑定が実施された事件の平均審理期間が長期化しているのは、鑑定に期間を要したことに加え、争点整理のための期日回数が増加していることが主な原因になっていると考えられる。

○ 医事関係訴訟の控訴審における審理期間の状況

【図56】は、控訴事件について、医事関係訴訟と民事訴訟全体の平均審理期間を示したものである。

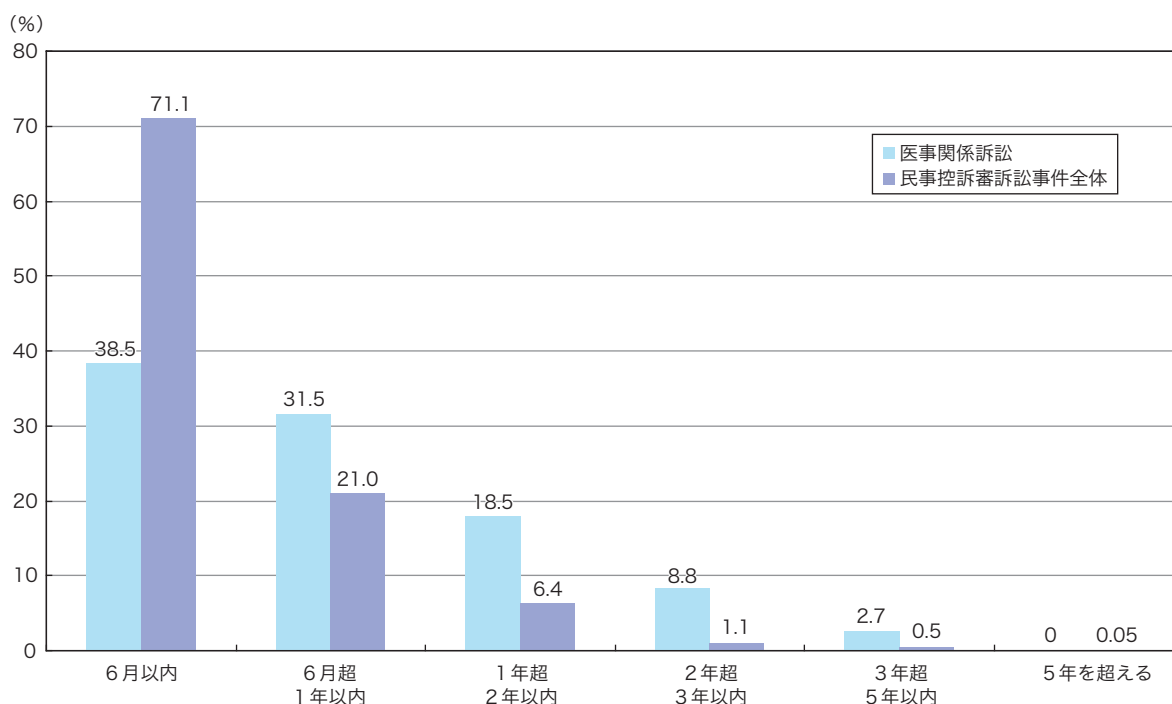
これによれば、医事関係訴訟の控訴審における平均審理期間は11.7月であり、民事控訴審訴訟事件全体の平均審理期間（6.2月）の2倍近くとなっている。もっとも、第一審において、医事関係訴訟の平均審理期間（25.5月）が民事訴訟全体の平均審理期間（7.8月）の約3.3倍であるのに比べれば、長期化の度合いは小さくなっている。これは、第一審の審理と判決を前提とする控訴審の審理においては、第一審ほどには、その高度の専門性に由来する事案の複雑困難性等が直接的に審理期間に影響を及ぼすことにならないということではないかと思われる。とはいえ、医事関係訴訟の控訴事件も、民事控訴審訴訟事件全体と比較すれば、なお審理に長期間を要していることに留意する必要がある。

【図56】 平均審理期間（医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）



【図57】は、医事関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における審理期間別の事件割合を示したものである。これを見ると、民事訴訟全体では、審理期間が6月以内の事件の割合が71.1%と圧倒的に高い。これに対し、医事関係訴訟では、審理期間6月以内の事件の割合は38.5%にとどまり、6月を超える事件の割合も、民事訴訟全体についての数値と比較すると、相対的に高いものとなっている。

【図57】 審理期間別の事件割合（医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）



○ 医事関係訴訟の控訴審における期日の状況

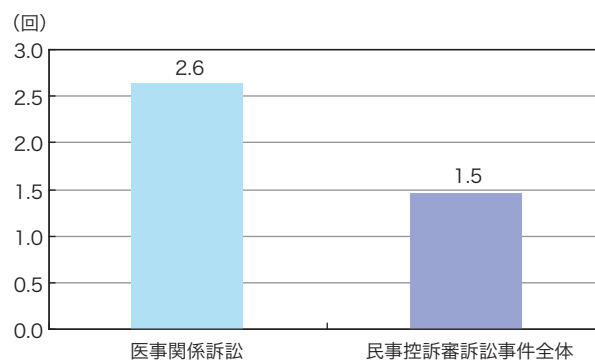
【図58】は、医事関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均口頭弁論期日回数を示したものである。これによれば、医事関係訴訟の控訴事件の平均口頭弁論期日回数は2.6回であり、民事控訴審訴訟事件全体の平均口頭弁論期日回数（1.5回）の約1.7倍となっている。

また、【図59】は、医事関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における争点整理実施率を示したものである。医事関係訴訟の控訴事件の争点整理実施率は19.2%であり、同訴訟の第一審の争点整理実施率（84.7%）よりは顕著に低いが、民事控訴審訴訟事件全体の争点整理実施率（12.7%）に比べると高い。

医事関係訴訟の控訴審においても、民事控訴審訴訟事件全体（前記2.2.1）と同様、既に第一審において争点整理が行われ、判決まで出されているため、新たな主張がされる等の事情がなければ、改めて争点整理手続を実施する必要がある事件は少ないと思われるが、それでも医事関係訴訟は、もともと事案の内容が複雑困難であるため、民事訴訟全体に比べると、控訴審において改めて争点整理を要することとなる事件が多いのではないかと考えられる^{*21}。

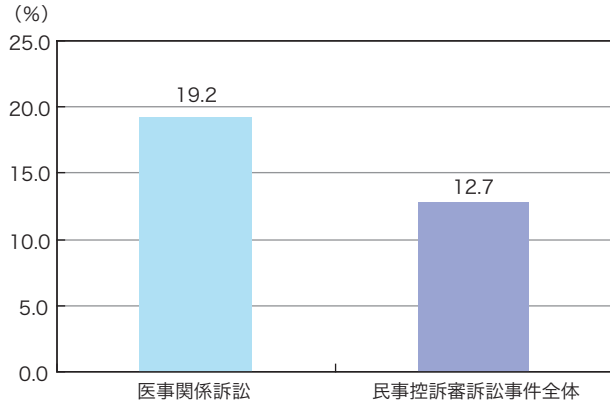
そして、医事関係訴訟の控訴審において争点整理手続が実施された場合、その回数（平均争点整理期日回数）は、民事控訴審訴訟事件全体の場合と比べて多くなっている（【図60】）。

【図58】 平均口頭弁論期日回数
（医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）

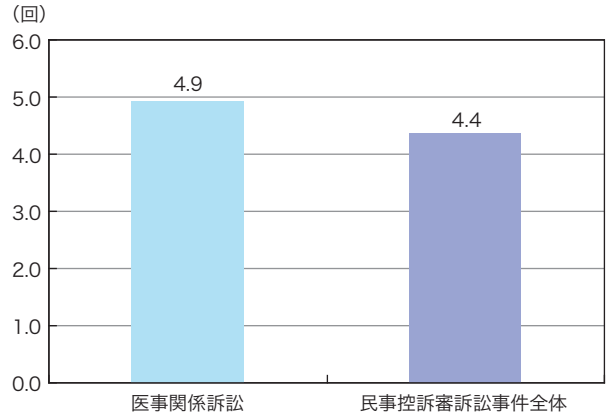


*21 司法研修所・前掲注2・92頁には、控訴審において弁論準備手続に付されるのは、新たな争点の発生や争点の変更など、相応の客観的な事由に基づき争点整理を要する事例であることが一般的であり、医療過誤など、もともと事案が複雑で争点が多岐にわたるものが多いとの指摘がされている。

【図59】 争点整理実施率
(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



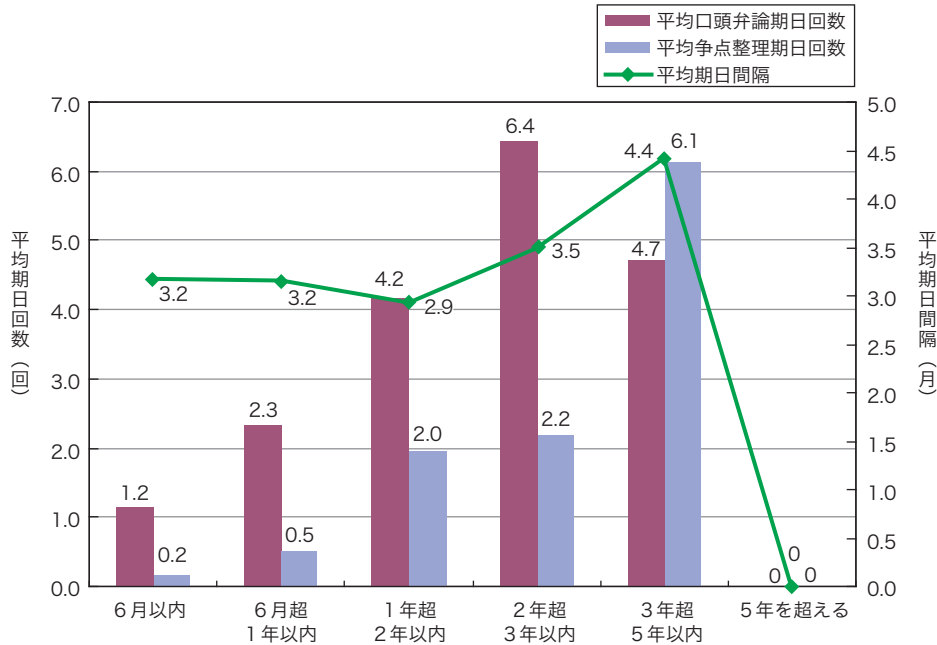
【図60】 平均争点整理期日回数
(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



※ いずれも争点整理手続を実施した事件についての数値である。

【図61】は、審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均期日間隔を示したものである。審理期間が3年以内の事件を見ると（審理期間が3年を超え5年以内の事件は7件しかない。）、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数は、審理期間が長くなるに従って増加する傾向があるが、平均期日間隔にはそのような傾向は見られない。また、審理期間の長短にかかわらず、平均口頭弁論期日回数の方が平均争点整理期日回数より多くなっている。

【図61】 審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（医事関係訴訟）

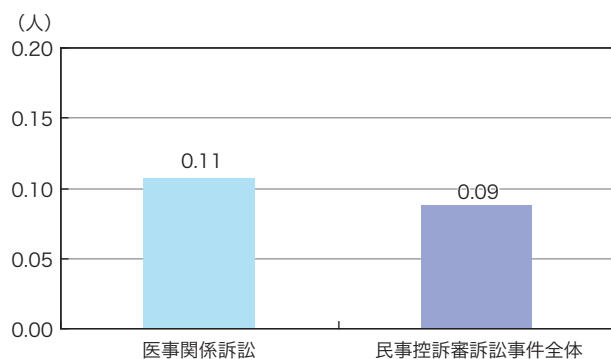


○ 医事関係訴訟の控訴審における人証調べの状況

【図62】は、医事関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均人証数を示したものである。これによれば、医事関係訴訟の控訴事件の平均人証数は0.11人であり、同訴訟の第一審の平均人証数（1.9人）よりは少ないが、民事控訴審訴訟事件全体の平均人証数（0.09人）に比べると多い。

もっとも、【表63】によれば、医事関係訴訟の控訴審において人証調べを実施した事件としては、人証数が1人の事件が12件、2人の事件が8件あるにすぎない（人証調べ実施率は7.7%）。

【図62】 平均人証数
(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【表63】 人証数別の事件数及び事件割合
(医事関係訴訟)

事件の種類		医事関係訴訟
事件数		260
人証数	0人	240 92.3%
	1人	12 4.6%
	2人	8 3.1%
	3人以上	0 0%

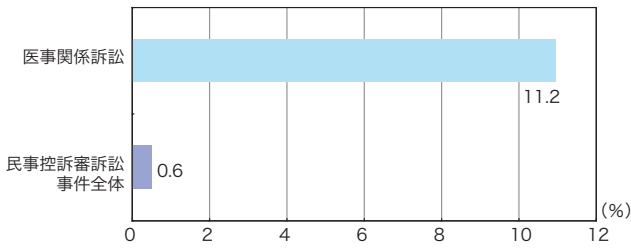
○ 医事関係訴訟の控訴審における鑑定状況

【図64】は、医事関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における鑑定実施率を示したものである。控訴審における医事関係訴訟の鑑定実施率は11.2%であり、民事訴訟全体と比較して格段に高い。控訴審において鑑定を実施する事件としては、①第一審においては、当事者が鑑定の申請をせず、又は（当事者は申請をしたが）裁判所がその必要性はないと判断したため、鑑定が実施されなかったが、控訴審においては、当事者が鑑定の申請をし、裁判所もその必要性があると判断した事件、②第一審において鑑定が実施されたが、その鑑定事項や鑑定結果等に問題があるとして、当事者が再度の鑑定の申請をし、裁判所もその必要性があると判断した事件、③控訴審において主張が追加され、新たに専門的事項にかかわる争点が生じたために、鑑定が必要となった事件などが考えられる^{*22}。

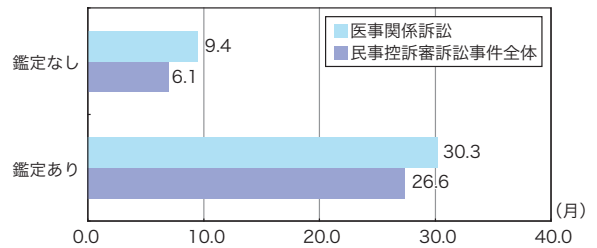
また、【図65】は、医事関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における鑑定の有無別の平均審理期間を示したものであるが、医事関係訴訟及び民事訴訟全体のいずれにおいても、鑑定を実施した事件の平均審理期間は長期化しており、とりわけ医事関係訴訟では30.3月に達している。医事関係訴訟においては、これが上記の鑑定実施率の高さと相まって、控訴審全体の平均審理期間を長期化させる要因となっていると考えられる。

*22 前掲注14のとおり、第一審の事件票のデータとその控訴審の事件票のデータとはリンクしていないから、控訴審で鑑定を実施した事件について、第一審で鑑定を実施していたか否かについては、統計上、把握することができない。

【図64】 鑑定実施率
(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【図65】 鑑定の有無別の平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)

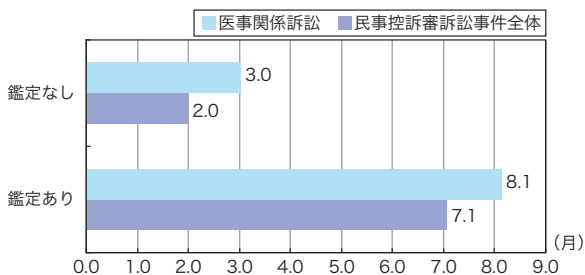


【図66】、【図67】及び【図68】は、医事関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における鑑定の有無別の平均全期日回数、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数をそれぞれ示したものである。医事関係訴訟及び民事訴訟全体のいずれも、鑑定を実施した事件は、鑑定を実施しなかった事件に比べ、平均全期日回数、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数がともに多くなっている。また、医事関係訴訟の控訴審の平均全期日回数の中で平均争点整理期日回数が占める割合は、鑑定を実施しなかった事件では2割（3.0回中0.6回）にすぎないが、鑑定を実施した事件では約4割（8.1回中3.3回）に上っている。医事関係訴訟の控訴審において鑑定がされる事件は、医事関係訴訟の中でも事案の専門性が高く複雑困難な事件であり、鑑定事項を詰める必要もあることなどから、争点整理のための期日が多くなっているのではないかと考えられる。

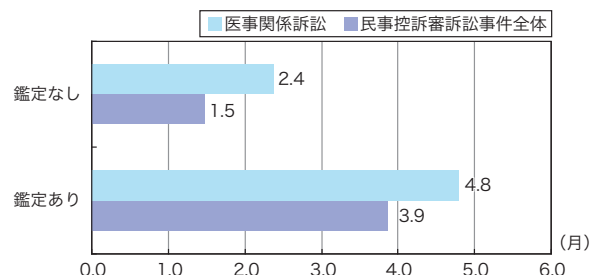
【図69】は、医事関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における鑑定の有無別の平均期日間隔を示したものである。これによれば、鑑定を実施した事件は、いずれも平均期日間隔が半月以上長くなっている。これは、鑑定期間中に期日が入らなかったため、計算上、平均期日間隔が長くなった可能性がある。

以上によれば、医事関係訴訟の控訴審において、鑑定を実施した事件の平均審理期間が長期化しているのは、鑑定に期間を要したことに加え、争点整理のために期日回数が増加していることが主な原因となっているものと考えられる。

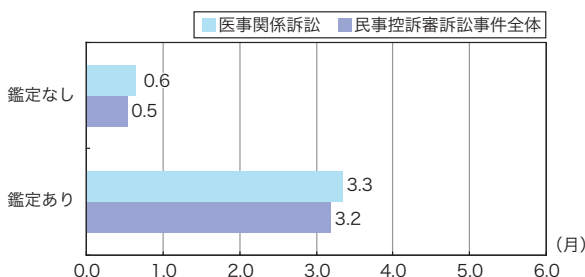
【図66】 鑑定の有無別の平均全期日回数
(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



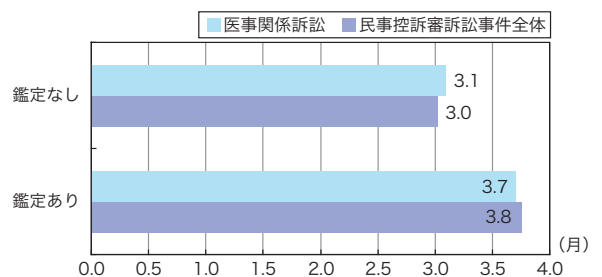
【図67】 鑑定の有無別の平均口頭弁論期日回数
(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【図68】 鑑定の有無別の平均争点整理期日回数
(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【図69】 鑑定の有無別の平均期日間隔
(医事関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



2.4.2 控訴審における建築関係訴訟

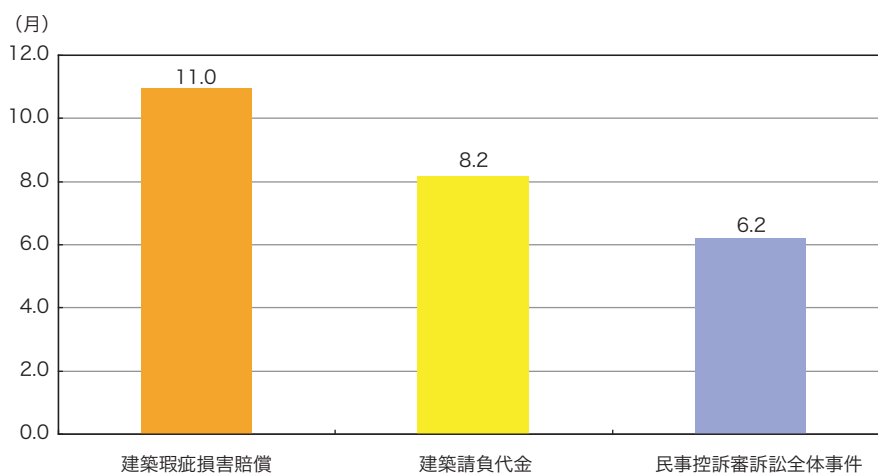
建築関係訴訟の控訴審は、民事控訴審訴訟事件全体と比較すると、平均審理期間が長く、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数が多い。争点整理実施率も民事控訴審訴訟事件全体に比べると高いが、これは、建築関係訴訟はもともと事案の内容が複雑困難であるため、控訴審において争点整理を要するような新たな主張がされる可能性が高いことが一因ではないかと考えられる。

建築関係訴訟は、控訴審においても、鑑定実施率が高く、鑑定が実施された事件の平均審理期間は長期化している（約36月）。

○ 建築関係訴訟の控訴審における審理期間の状況

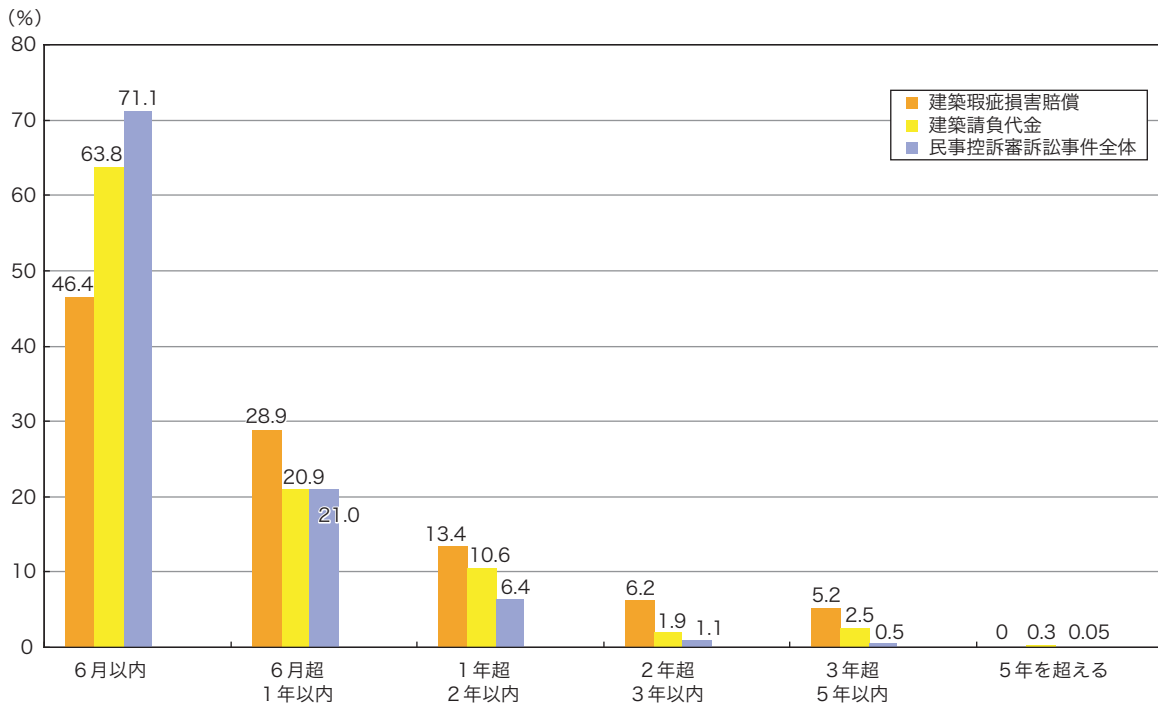
【図70】は、控訴審について、建築関係訴訟と民事訴訟全体の各控訴審の平均審理期間を示したものである。これによれば、建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件の各控訴審における平均審理期間は11.0月及び8.2月であり、それぞれ、民事訴訟全体の平均審理期間（6.2月）の約1.8倍及び約1.3倍となっている。もともと、第一審において、建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件の平均審理期間（23.7月及び14.2月）が、それぞれ、民事訴訟全体の平均審理期間（7.8月）の約3.0倍及び約1.8倍であるのに比べると、長期化の度合いは小さくなっている。これは、医事関係訴訟の場合と同様、第一審の審理及び判決を前提とする控訴審においては、第一審ほどには、事案の複雑困難性等が審理期間へ及ぼす影響が大きくないことの現れではないかと思われる。とはいえ、とりわけ建築瑕疵損害賠償事件の控訴審は、民事控訴審訴訟事件全体と比較すれば、なお審理に長期間を要しているといえよう。

【図70】 平均審理期間（建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）



【図71】は、建築関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における審理期間別の事件割合を示したものである。これを見ると、建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件のいずれにおいても、審理期間が6月以内の事件の割合が最も高い（それぞれ、46.4%及び63.8%）が、民事訴訟全体における同割合（71.1%）には及ばず、とりわけ建築瑕疵損害賠償事件では5割を下回っている。他方、審理期間が6月を超える事件の割合については、いずれも建築瑕疵損害賠償事件が建築請負代金事件及び民事訴訟事件全体を上回っている。

【図71】 審理期間別の事件割合（建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）

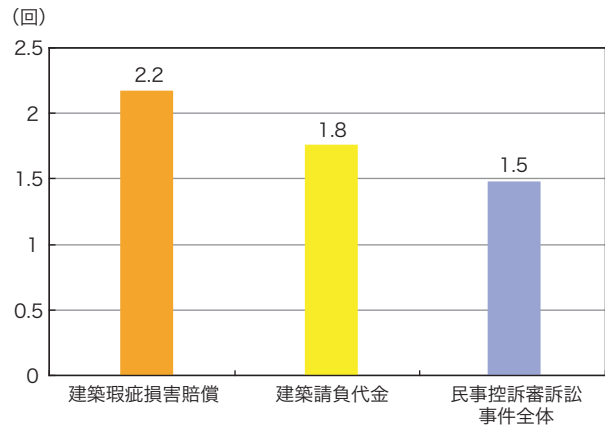


○ 建築関係訴訟の控訴審における期日の状況

【図72】は、建築関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均口頭弁論期日回数を示したものである。これによれば、控訴審における建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件の平均口頭弁論期日回数は2.2回及び1.8回であり、それぞれ、民事訴訟全体の平均口頭弁論期日回数（1.5回）の約1.5倍及び1.2倍となっている。

また、【図73】は、建築関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における争点整理実施率を示したものである。控訴審における建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件の争点整理実施率は21.6%及び22.6%であり、これらの事件の第一審における争点整理実施率（それぞれ79.5%及び61.1%）よりは顕著に低い。民事訴訟全体の争点整理実施率（12.7%）に比べると高い。建築関係訴訟の控訴審においても、民事控訴審訴訟事件全体（前記2.2.1）と同様、既に第一審において争点整理が行われ、判決まで出されているため、新たな主張がなければ、改めて争点整理手続を実施する必要がある事件は少ないと思われるが、建築関係訴訟は、もともと事案の内容が複雑困難であるため、民事訴訟全体に比べ、控訴審において争点整理を要するような新たな主張（例えば瑕疵に関する追加的な主張）がされる可能性が高いことが一因ではないかと考えられる。

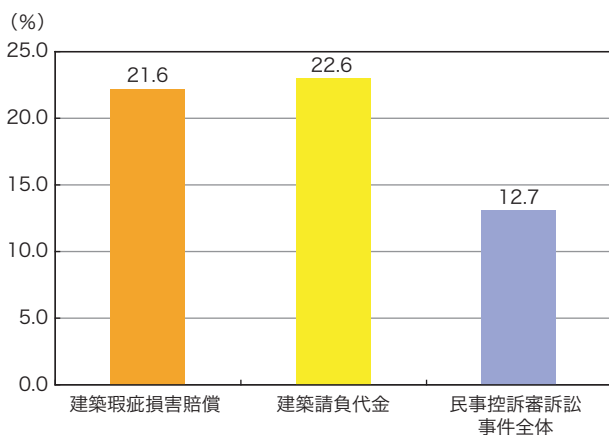
【図72】 平均口頭弁論期日回数
（建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）



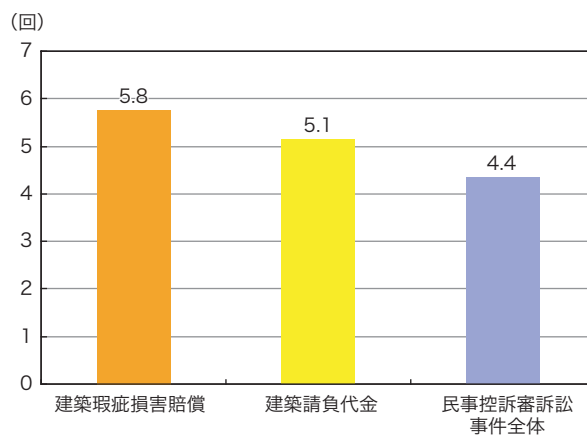
II 民事訴訟事件に関する分析

そして、建築関係訴訟の控訴審において争点整理手続が実施された場合、建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件のいずれについても、平均争点整理期日回数は民事控訴審訴訟事件全体の場合と比べて多くなっている（【図74】）。

【図73】 争点整理実施率
(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



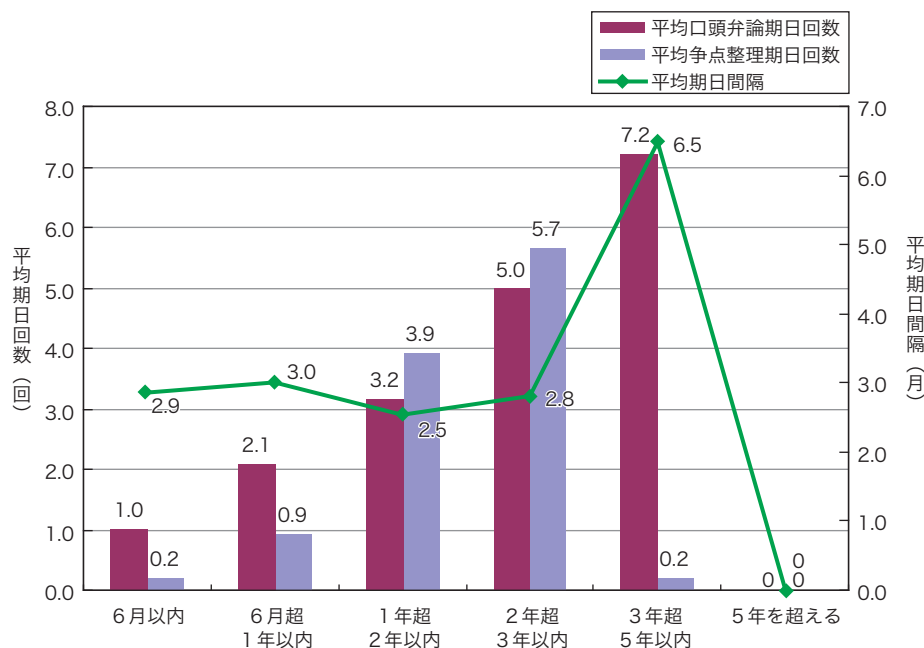
【図74】 平均争点整理期日回数
(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



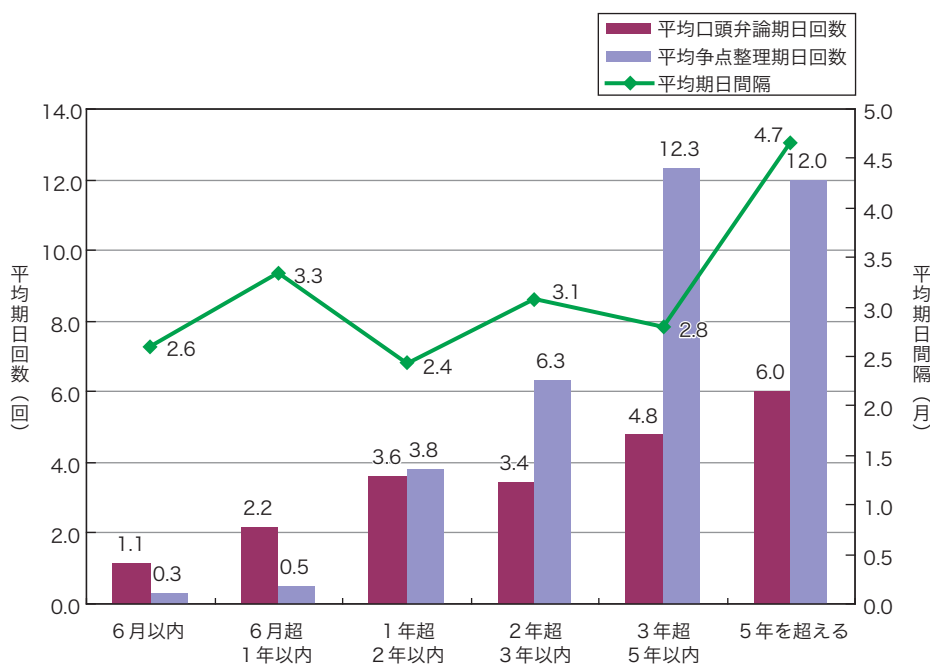
※ いずれも争点整理手続を実施した事件についての数値である。

審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均期日間隔を示した【図75の1, 2】によれば、建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件のいずれについても、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数は、審理期間が長くなるに従って増加する傾向があるが、平均期日間隔にはそのような傾向は見られない。また、建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件のいずれについても、審理期間が1年以内の事件では、平均口頭弁論期日回数の方が平均争点整理期日回数よりも多いが、審理期間が1年を超える事件では、おおむね、平均争点整理期日回数の方が平均口頭弁論期日回数よりも多いという傾向がうかがわれる（ただし、審理期間が2年を超える事件は少数である。【図71】参照）。これは、建築関係訴訟において争点整理を要するような新たな主張がされた場合、その争点整理に期間を要することが少なくなく、その場合には、口頭弁論期日を重ねるのではなく、争点整理手続に付されることが多いことを示唆しているのではないかと考えられる。

【図75の1】 審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（建築瑕疵損害賠償）



【図75の2】 審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（建築請負代金）

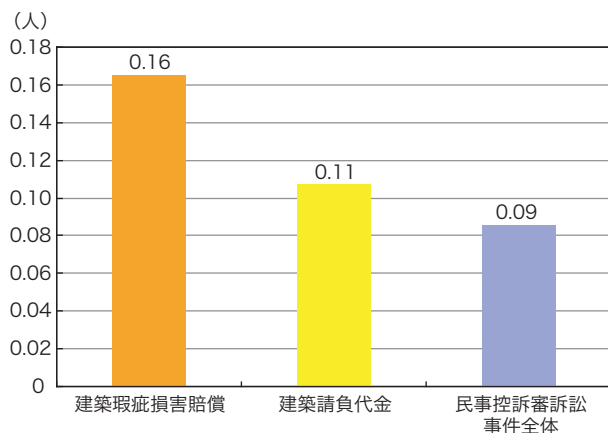


○ 建築関係訴訟の控訴審における人証調べの状況

【図76】は、建築関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均人証数を示したものである。これによれば、控訴審における建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件の平均人証数はそれぞれ0.16人及び0.11人であり、前者は民事控訴審訴訟事件全体の平均人証数（0.09人）の2倍近くとなっている。

もっとも、【表77】によれば、建築瑕疵損害賠償事件の控訴審において人証調べを実施した事件としては、人証数が1人の事件が4件、2人の事件が6件あるのみであり（人証調べ実施率は10.3%）、建築請負代金事件の控訴審において人証調べを実施した事件としては、人証数1人の事件が15件、2人の事件が8件、3人及び4人の事件が各1件あるにすぎない（人証調べ実施率は7.0%）。

【図76】 平均人証数
(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【表77】 人証数別の事件数及び事件割合
(建築関係訴訟)

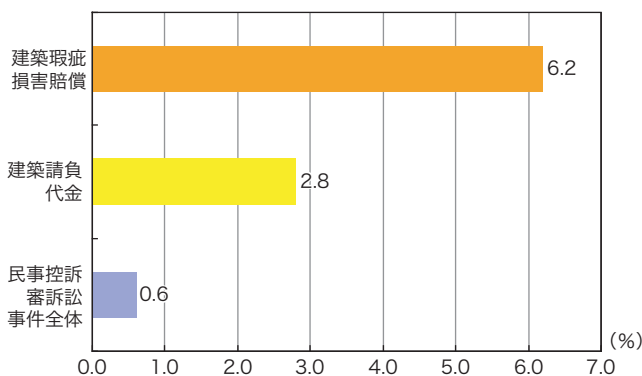
事件の種類		建築瑕疵損害賠償	建築請負代金
事件数		97	359
人証数	0人	87 89.7%	334 93.0%
	1人	4 4.1%	15 4.2%
	2人	6 6.2%	8 2.2%
	3人	0 0%	1 0.3%
	4人	0 0%	1 0.3%
	5人以上	0 0%	0 0%

○ 建築関係訴訟の控訴審における鑑定状況

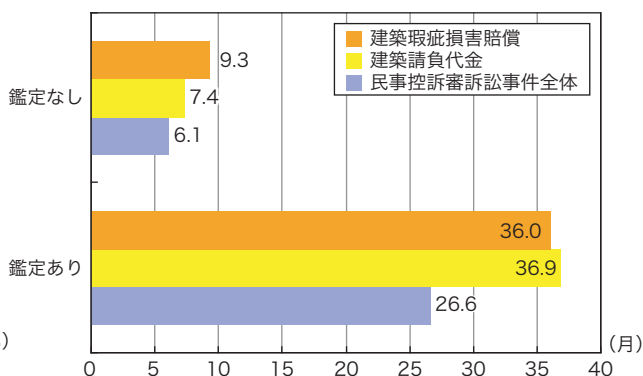
【図78】は、建築関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における鑑定実施率を示したものである。控訴審における建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件の鑑定実施率はそれぞれ6.2%及び2.8%であり、民事訴訟全体と比較して顕著に高い。

また、【図79】は、建築関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における鑑定の有無別の平均審理期間を示したものであるが、鑑定を実施した建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件の平均審理期間は、それぞれ36.0月及び36.9月と長期化している。建築関係訴訟においても、これらが上記各鑑定実施率の高さと相まって、控訴審全体の平均審理期間を長期化させる要因となっているものと考えられる。

【図78】 鑑定実施率
(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



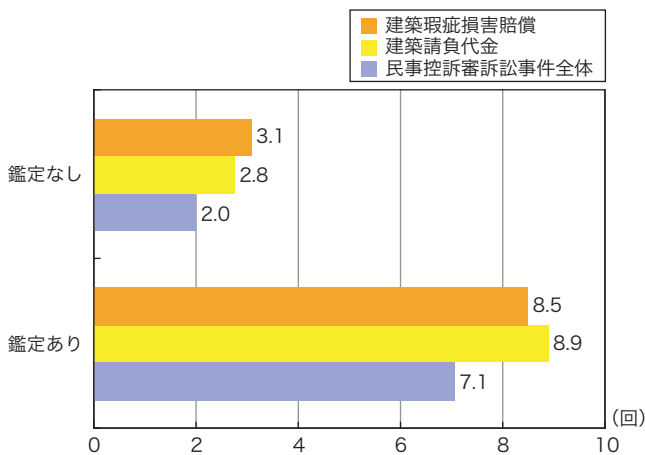
【図79】 鑑定の有無別の平均審理期間
(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



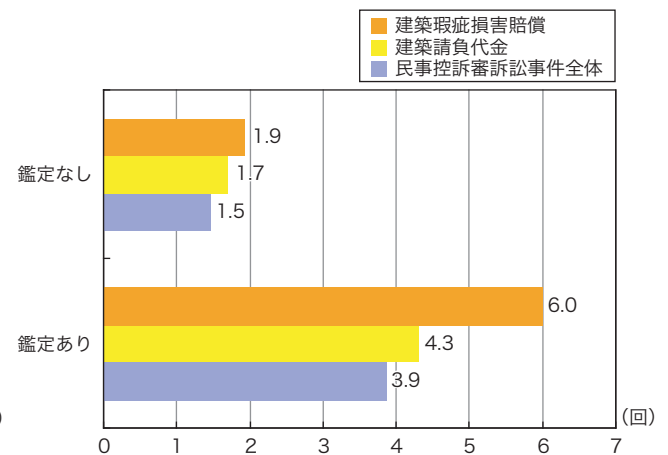
【図80】、【図81】及び【図82】は、建築関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における鑑定の有無別の平均全期日回数、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数をそれぞれ示したものである。建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件のいずれも、鑑定を実施した事件は、鑑定を実施しなかった事件に比べ、平均全期日回数、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数がともに多くなっている。また、建築瑕疵損害賠償事件の控訴審の平均全期日回数の中で平均争点整理期日回数が占める割合は、鑑定を実施しなかった事件では38.7%（3.1回中1.2回）であるのに対し、鑑定を実施した事件では29.4%（8.5回中2.5回）にとどまっている。他方、建築請負代金事件の控訴審の平均全期日回数の中で平均争点整理期日回数が占める割合は、鑑定を実施しなかった事件では39.3%（2.8回中1.1回）であるのに対し、鑑定を実施した事件では51.7%（8.9回中4.6回）に上っている。

【図83】は、建築関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における鑑定の有無別の平均期日間隔を示したものである。鑑定を実施した建築瑕疵損害賠償事件及び建築請負代金事件では、鑑定を実施しない場合に比べ、いずれも平均期日間隔が1月以上長くなっている。これは、鑑定期間中に期日が入らなかったため、計算上、平均期日間隔が大きくなった可能性がある。

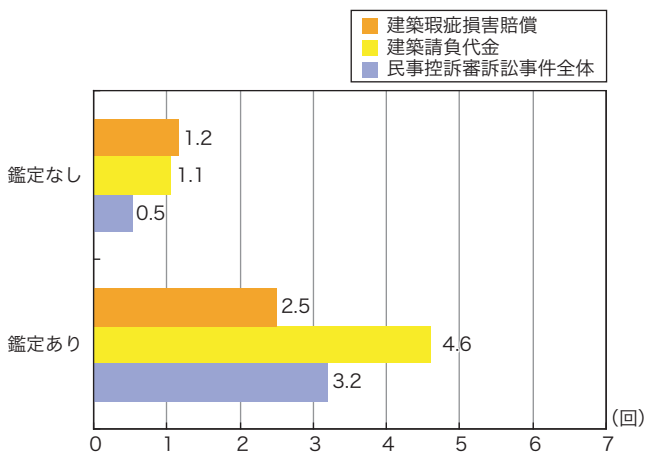
【図80】 鑑定の有無別の平均全期日回数
(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



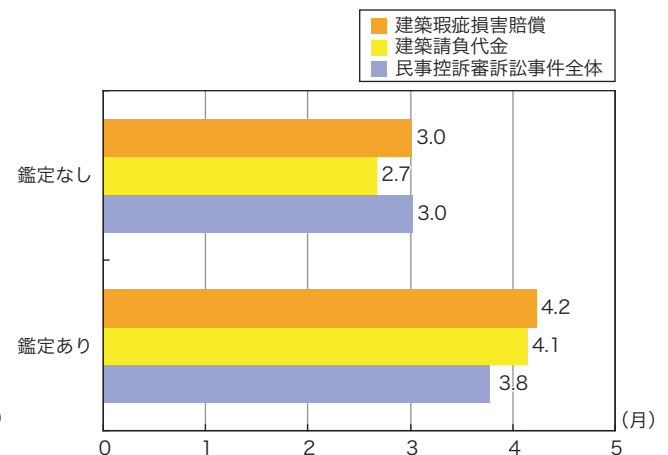
【図81】 鑑定の有無別の平均口頭弁論期日回数
(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【図82】 鑑定の有無別の平均争点整理期日回数
(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【図83】 鑑定の有無別の平均期日間隔
(建築関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



2.4.3 控訴審における知的財産権訴訟^{*23}

知的財産権訴訟の控訴審における平均審理期間は8.6月であり、民事訴訟全体の控訴審における平均審理期間（6.2月）よりも長い。第一審における知的財産権訴訟と民事訴訟全体の平均審理期間の差と比べると、その差は限られたものとなっている。これは、第一審の審理及び判断を前提として手続を進めることとされている控訴審では、知的財産権訴訟の専門性による審理期間への影響が、第一審ほど大きくないためではないかと考えられる。

知的財産権訴訟の控訴審は、民事訴訟全体の控訴審と比べて、平均口頭弁論期日回数が多く、争点整理実施率が高くなっている。知的財産権訴訟の争点整理実施率が高いのは、同訴訟が専門性が高い事件類型であるため、控訴審においても一定程度の審理を要するためではないかと考えられる。

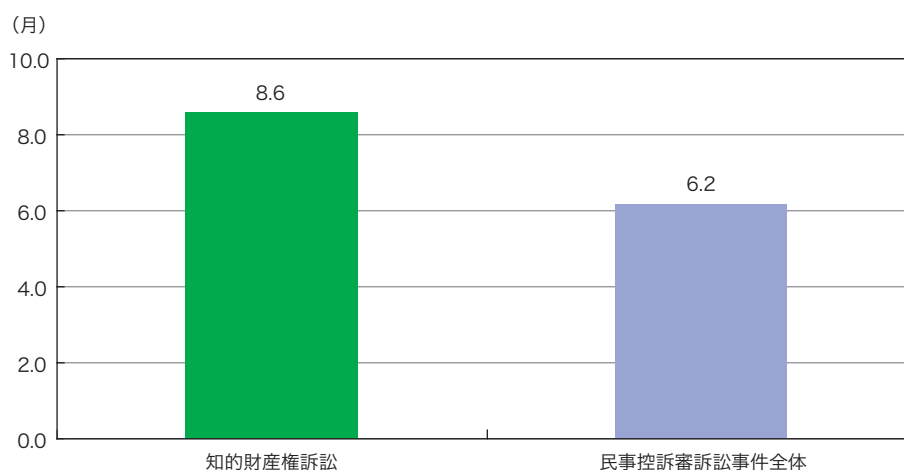
○ 知的財産権訴訟の控訴審における審理期間の状況

【図84】は、控訴事件について、知的財産権訴訟と民事訴訟全体の平均審理期間を示したものである。

これによれば、知的財産権訴訟の控訴審における平均審理期間は8.6月であり、民事訴訟全体の控訴審における平均審理期間が6.2月であるのと比べて、2.4月長くなっている。これは、知的財産権訴訟が、問題となっている技術的事項等に関する専門的知見を要する訴訟類型であり、控訴審においてもその審理には一定程度の時間を要するためではないかと考えられる。

もともと、第一審においては、知的財産権訴訟の平均審理期間（12.1月）は、民事訴訟全体の平均審理期間（7.8月）より4.3月長い。控訴審においては、これに比べると、その差は限られたものとなっている。これは、知的財産権訴訟が専門性の高い訴訟類型であることから、第一審においては争点整理等に相当程度の時間を要するが、控訴審においては、第一審の審理及び判断を前提として手続を進めることとされており、改めて争点を整理したり、証拠調べを実施したりする必要がある事件が相対的に少ないので、知的財産権訴訟の専門性による審理期間への影響が、第一審ほど大きくないためではないかと考えられる。

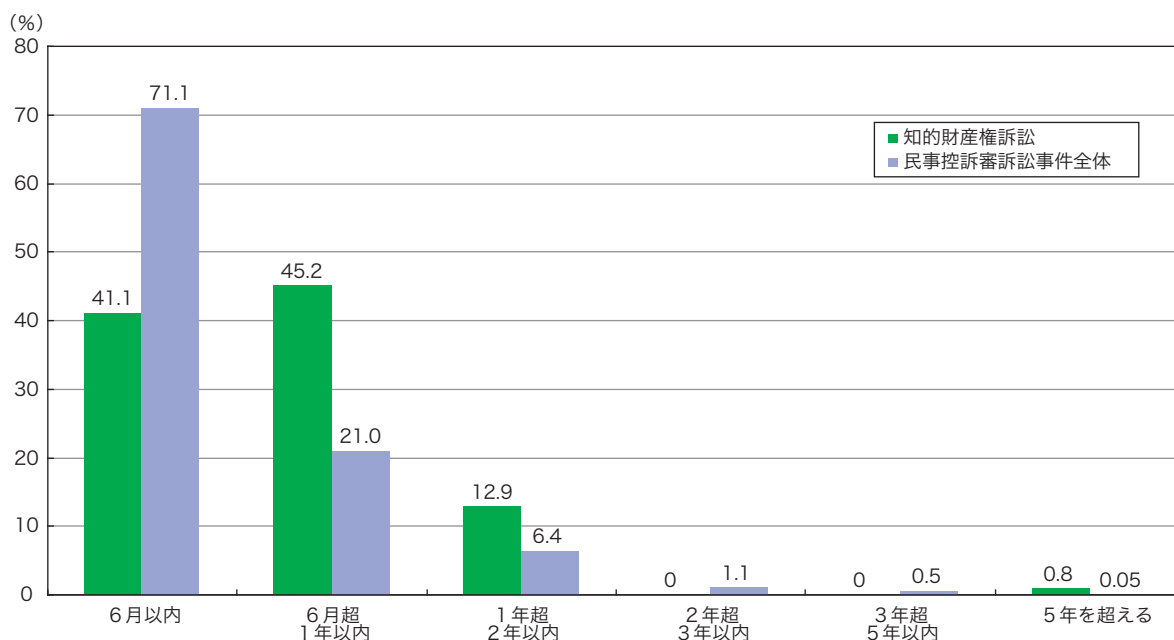
【図84】 平均審理期間（知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）



*23 控訴審における知的財産権訴訟の統計データは、民事訴訟事件控訴審の事件票上の区分である「知的財産金銭」と「知的財産」とを合算したものである。

【図85】は、知的財産権訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における審理期間別の事件数の割合を示したものである。これによれば、民事訴訟全体の控訴審においては、審理期間が6月以内の事件の割合が71.1%と最も高くなっているのに対し、知的財産権訴訟の控訴審においては、審理期間が6月を超えて1年以内の事件の割合が45.2%と最も高く、審理期間が6月以内の事件の割合は41.1%にとどまっている。このことから、知的財産権訴訟は、その専門性のため、控訴審においても審理には一定程度の時間を要していることがうかがわれる。

【図85】 審理期間別の事件割合（知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）

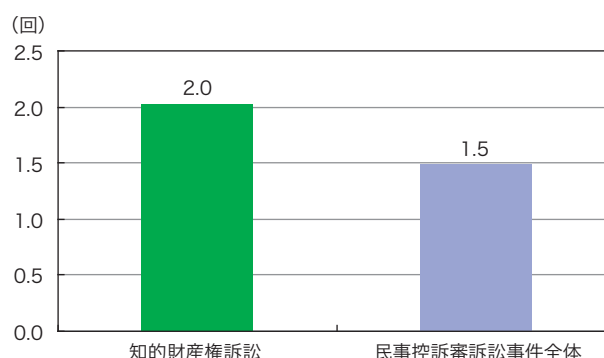


○ 知的財産権訴訟の控訴審における期日の状況

【図86】は、知的財産権訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均口頭弁論期日回数を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟の控訴審における平均口頭弁論期日回数は2.0回であり、民事訴訟全体の控訴審における平均口頭弁論期日回数（1.5回）の約1.3倍となっている。

【図87】は、知的財産権訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における争点整理実施率を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟の控訴審における争点整理実施率は17.7%であり、民事訴訟全体の控訴審の争点整理実施率（12.7%）よりも高い。知的財産権訴訟は、問題となっている技術的事項等に関する専門的知見を要することから、その第一審においては、相当数の事件において争点整理手続が行われている^{*24}。これに対し、その控訴審においては、第一審が行った審理及び判断を前提として手続を進めることとされていることから、争点整理実施率は第一審のような高い数値にはなっていない。もっとも、知的財産権訴訟は、前記のとおり専門性の高い訴訟類型であることから、

【図86】 平均口頭弁論期日回数
（知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）



*24 本件調査期間における知的財産権訴訟第一審の争点整理実施率（73.3%）は、民事第一審訴訟事件全体の争点整理実施率（36.2%）の約2倍である。

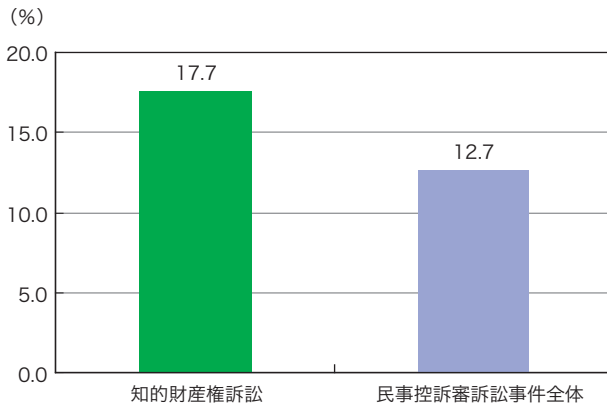
II 民事訴訟事件に関する分析

控訴審において改めて争点を整理する必要がある事件が一定程度あるため、知的財産権訴訟の控訴審における争点整理実施率が、民事訴訟全体の控訴審のそれと比べて高くなっているものと考えられる^{*25}。

【図88】は、知的財産権訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均争点整理期日回数を示したものである。知的財産権訴訟の控訴審における平均争点整理期日回数は3.8回であり、民事訴訟全体の控訴審の平均争点整理期日回数（4.4回）よりも0.6回少ない。

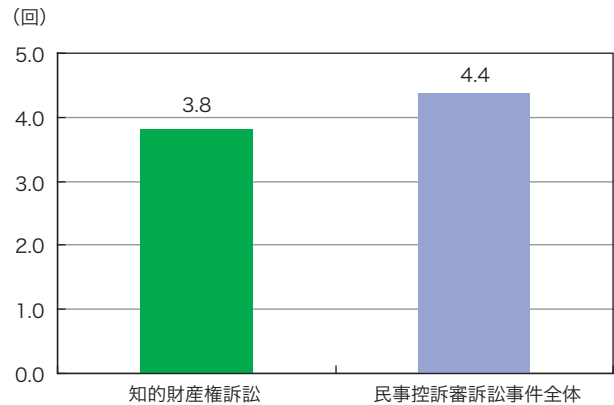
【図87】 争点整理実施率

(知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【図88】 平均争点整理期日回数

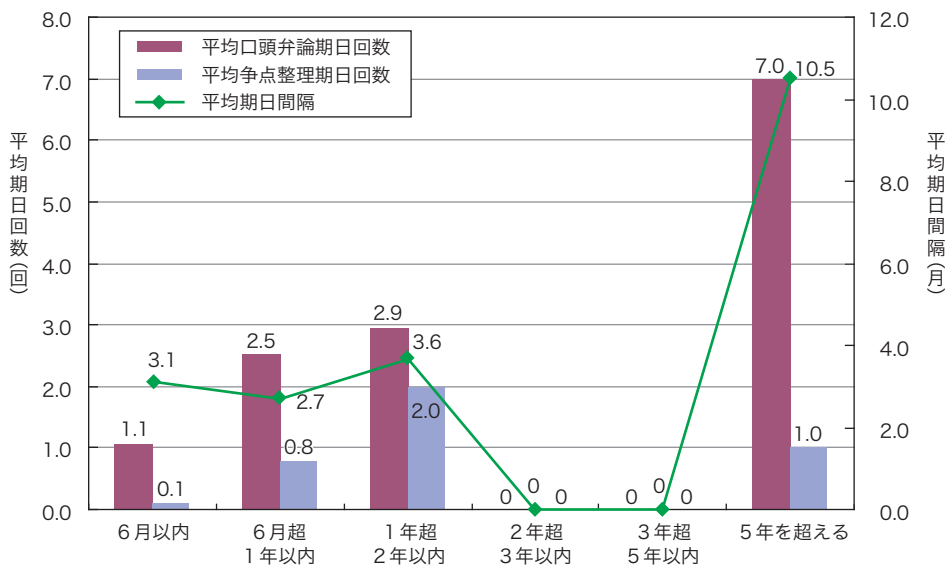
(知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



※ いずれも争点整理手続を実施した事件についての数値である。

【図89】は、知的財産権訴訟における審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均期日間隔を示したものである。審理期間が2年以内の事件を見ると、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数は、審理期間が長くなるに従って増加する傾向があるが、平均期日間隔にはそのような傾向は見られない。また、審理期間の長短にかかわらず、平均口頭弁論期日回数の方が平均争点整理期日回数より多くなっている。なお、本件調査期間において、審理期間が5年を超える事件は1件のみである。

【図89】 審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（知的財産権訴訟）



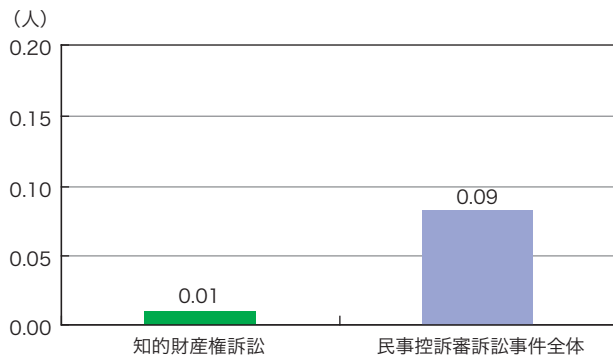
*25 司法研修所・前掲注2・92頁によれば、控訴審で弁論準備手続に付される事案は、もともと事案が複雑で争点が多岐にわたるものが多いとされている。知的財産権訴訟も、問題となっている技術的事項等に関する専門的知見を必要とする複雑な事案であるため、事案が複雑で争点が多岐にわたる訴訟類型に当たるといえる。

○ 知的財産権訴訟の控訴審における人証調べの状況

【図90】は、知的財産権訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均人証数を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟の控訴審における平均人証数は0.01人であり、民事訴訟全体の控訴審における平均人証数（0.09人）よりも大幅に少ない^{*26}。

【表91】は、知的財産権訴訟における人証数別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、知的財産権訴訟において、人証調べを実施しなかった事件（人証数0人）は123件であり、全体の99.2%を占めている。これに対し、人証調べを実施した事件は1件であり、全体の0.8%にすぎない。

【図90】 平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【表91】 人証数別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟)

事件の種類		知的財産権訴訟
事件数		124
人証数	0人	123 99.2%
	1人	1 0.8%
	2人以上	0 0%

*26 知的財産権訴訟の立証が、主として書証によって行われていることも、平均人証数が低い要因となっているものと考えられる。第1回報告書102頁参照。

(参考) 知的財産高等裁判所の知的財産権訴訟について

我が国の経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う裁判所として、知的財産高等裁判所が、平成17年4月1日に設置された。

知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の特別の支部として設けられ、東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、①特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作者の権利、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについて地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴に係る訴訟事件であってその審理に専門的な知見を要するもの^{*27}、②特許法178条1項の訴え、実用新案法47条1項の訴え、意匠法59条1項の訴え又は商標法63条1項の訴えに係る訴訟事件など、知的財産に関する事件を取り扱うものとされている（知的財産高等裁判所設置法2条）^{*28}。

知的財産高等裁判所における事件処理状況を見ると、本件調査期間に終局した知的財産権訴訟（控訴審）の全既済事件124件中、知的財産高等裁判所において終局した事件は83件（全事件の66.9%）であり、同裁判所における平均審理期間は8.1月（知的財産権訴訟（控訴審）全体の平均審理期間は8.6月）である。また、本件調査期間に知的財産高等裁判所において終局した審決取消訴訟（特許庁がした拒絶審決又は無効審判請求に係る審決等の取消しを求める訴訟。東京高等裁判所が第一審として専属管轄を有している。）は588件であり、その平均審理期間は8.4月である。^{*29}

また、平成15年民事訴訟法等改正により、特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴並びに特許及び実用新案に係る審決等の取消しを求める訴えについて、5人の裁判官による審理及び裁判をすることができる制度（いわゆる大合議制度）が導入された（民事訴訟法310条の2本文、特許法182条の2、実用新案法47条2項）。大合議制度の活用により、高度な専門技術的事項に関する争点や重要な法律上の争点を含む事件、社会的な注目を集める事件について、早期に事実上の司法判断の統一が図られることが期待されている。知的財産高等裁判所では、平成18年12月までに、3件の事件について大合議制度により審理及び判決をした。

*27 特許権等に関する訴えの第一審の管轄は、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に専属し、大阪地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する（民事訴訟法6条1項、3項本文）。

*28 平成17年3月31日までは、東京高等裁判所に知的財産権事件の専門部が設置されており、本文掲記の①、②などの知的財産に関する事件を取り扱っていた。

*29 これに対して、平成9年の東京高等裁判所においては、知的財産権訴訟の控訴事件の既済事件数は34件、その平均審理期間は20.0月であり、また、審決取消訴訟の既済事件数は298件、その平均審理期間は19.5月であった。

2.4.4 控訴審における労働関係訴訟³⁰

労働関係訴訟の控訴審における平均審理期間は6.3月であり、民事訴訟全体の控訴審における平均審理期間（6.2月）とほぼ同じである。

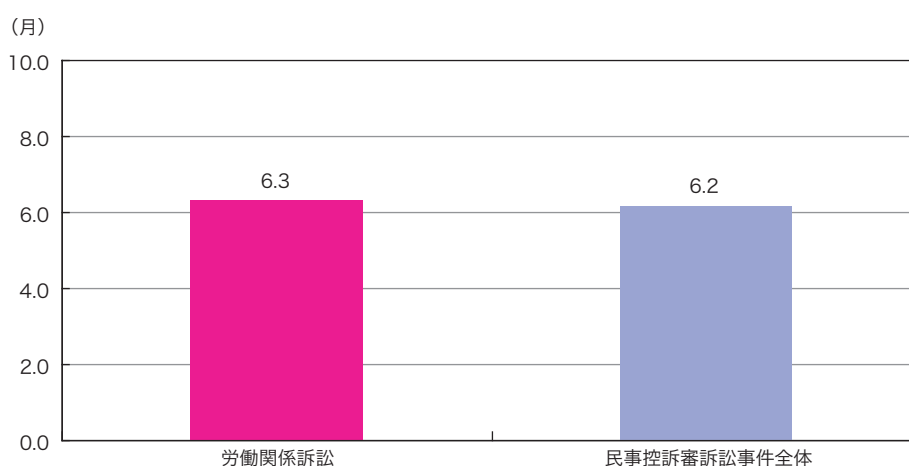
また、労働関係訴訟の控訴審は、民事訴訟全体の控訴審と比べて、平均口頭弁論期日回数が多いが、平均争点整理期日回数は少なく、争点整理実施率も低くなっている。労働関係訴訟の争点整理実施率が低いのは、第一審において十分な争点整理が行われた結果、控訴審で改めて争点を整理する必要がある事件が少ないという事情によるものと考えられる。

○ 労働関係訴訟の控訴審における審理期間の状況

【図92】は、控訴事件について、労働関係訴訟及び民事訴訟全体の平均審理期間を示したものである。

これによれば、労働関係訴訟の控訴審における平均審理期間は6.3月であり、民事訴訟全体の控訴審の平均審理期間（6.2月）とほぼ同じである。第一審においては、労働関係訴訟の平均審理期間（12.5月）は、民事訴訟全体の平均審理期間（7.8月）より4.7月長い。労働関係訴訟においては、使用者による解雇が権利の濫用に当たるか否かなどが争点となり、関連する様々な事実関係を総合的に評価して、法が定める規範的な要件への具体的な当てはめを検討しなければならないケースが多いことや、労働関係訴訟の性質上、立証方法としても人証によることが多いことなどの特質があり、このことが、第一審の平均審理期間の長さに影響を及ぼしているのではないかと考えられる。これに対し、控訴審においては、第一審の審理及び判断を前提として手続を進めることとされており、改めて争点を整理したり、証拠調べを実施したりする必要がある事件が相対的に少なく、上記のような労働関係訴訟の特質の影響を受ける度合いが小さいため、労働関係訴訟と民事訴訟全体とで、控訴審の平均審理期間にほとんど差がないのではないかと考えられる。

【図92】 平均審理期間（労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）

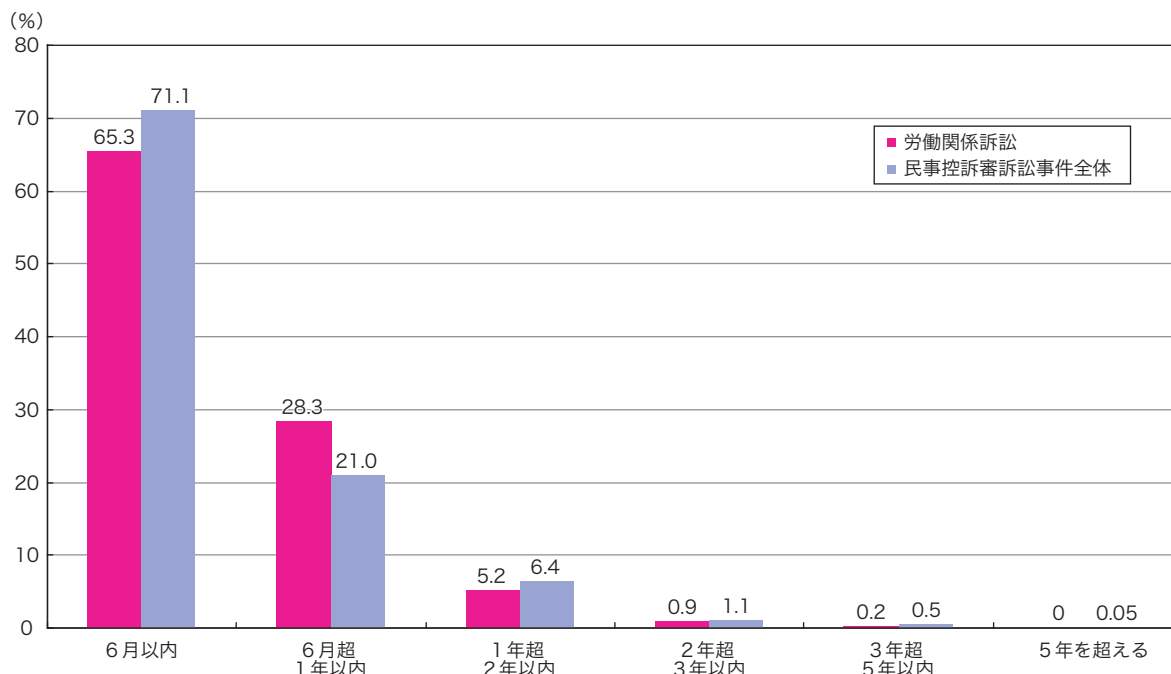


【図93】は、労働関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における審理期間別の事件数の割合を示したものである。これによれば、労働関係訴訟及び民事訴訟全体のいずれにおいても、審理期間が6月以内の事件の

*30 控訴審における労働関係訴訟の統計データは、民事訴訟事件控訴審の事件票上の区分である「労働金銭」と「労働」とを合算したものである。

割合が最も高く、次いで審理期間が6月を超えて1年以内の事件の割合が高くなっており、それぞれその割合に大きな差はない。審理期間別の事件割合については、労働関係訴訟の控訴審は、民事訴訟全体の控訴審とおおむね同様の傾向が見られるものといえよう。

【図93】 審理期間別の事件割合（労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）

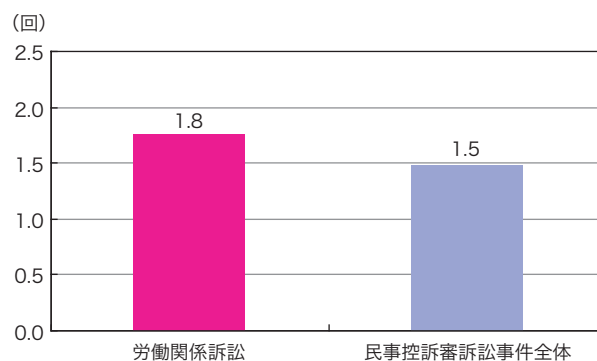


○ 労働関係訴訟の控訴審における期日の状況

【図94】は、労働関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均口頭弁論期日回数を示したものである。これによれば、労働関係訴訟の控訴審における平均口頭弁論期日回数は1.8回であり、民事訴訟全体の控訴審における平均口頭弁論期日回数(1.5回)の1.2倍となっている。

【図95】は、労働関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における争点整理実施率を示したものである。これによれば、労働関係訴訟の控訴審における争点整理実施率は8.4%であり、民事訴訟全体の控訴審の争点整理実施率(12.7%)よりも低い。労働関係訴訟は、関連する様々な事実関係を総合的に評価して、法が定める規範的な要件への具体的な当てはめを検討しなければならないケースが多いという特徴があることから、その第一審においては、相当数の事件において争点整理手続が行われている^{*31}。これに対し、その控訴審においては、第一審が行った審理及び判断を前提として手続を進めることとされているため、医事関係訴訟や知的財産権訴訟と異なり、科学的又

【図94】 平均口頭弁論期日回数
(労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)

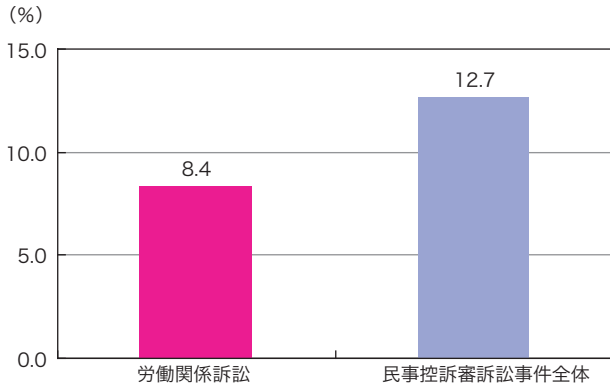


*31 本件調査期間における労働関係訴訟第一審の争点整理実施率(68.8%)は、民事第一審訴訟事件全体の争点整理実施率(36.2%)の約1.9倍である。

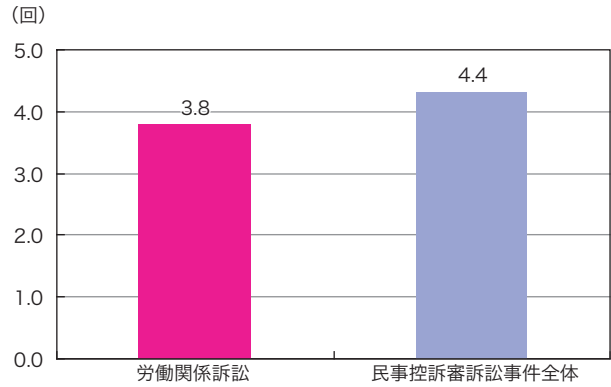
は技術的専門性が問題となることが少ない労働関係訴訟においては、第一審において十分な争点整理が行われた結果、改めて争点を整理する必要がある事件が少ないという事情によるものと考えられる。

【図96】は、労働関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均争点整理期日回数を示したものである。労働関係訴訟の控訴審における平均争点整理期日回数は3.8回であり、民事訴訟全体の控訴審の平均争点整理期日回数（4.4回）よりも0.6回少ない。

【図95】 争点整理実施率
(労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



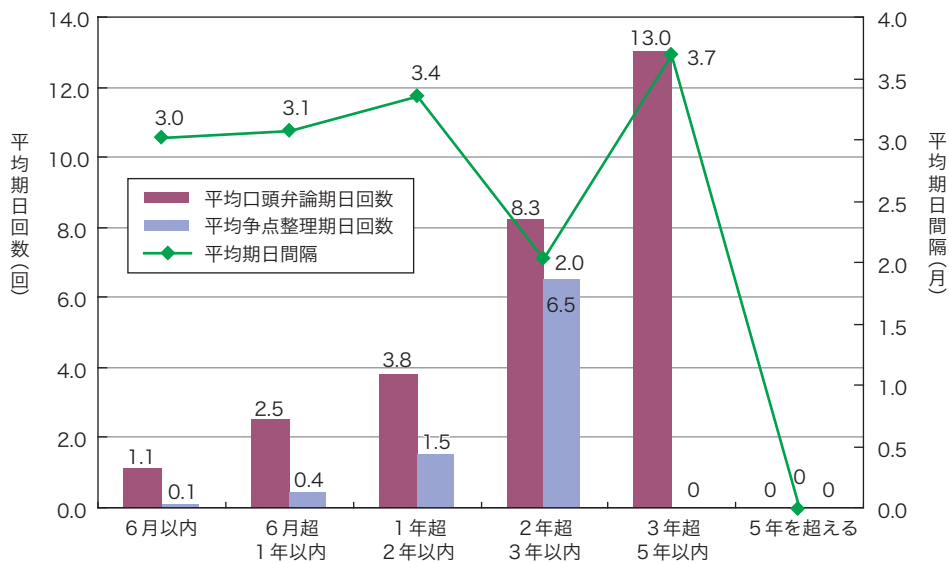
【図96】 平均争点整理期日回数
(労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



※ いずれも争点整理手続を実施した事件についての数値である。

【図97】は、労働関係訴訟の審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均期日間隔を示したものである。審理期間が2年以内の事件(なお、審理期間が2年を超える事件は5件のみである。)を見ると、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数は、審理期間が長くなるに従って増加する傾向があるが、平均期日間隔にはそのような傾向は見られない。また、審理期間の長短にかかわらず、平均口頭弁論期日回数の方が平均争点整理期日回数より多くなっている。

【図97】 審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（労働関係訴訟）

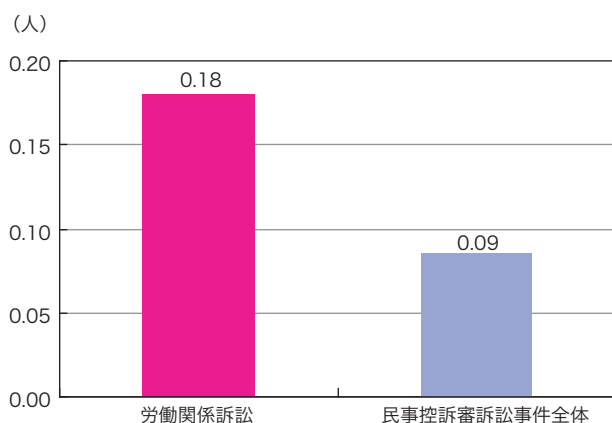


○ 労働関係訴訟の控訴審における人証調べの状況

【図98】は、労働関係訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均人証数を示したものである。これによれば、労働関係訴訟の控訴審における平均人証数は0.18人であり、民事訴訟全体の控訴審における平均人証数（0.09人）の2倍である。労働関係訴訟の立証方法は人証によることが多いという特徴があり、そのことが、控訴審における平均人証数の多さとなって表れているものと考えられる。

【表99】は、労働関係訴訟における人証数別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、人証調べを実施しなかった事件（人証数0人）は386件であり、全体の90.4%を占めている。これに対し、人証調べを実施した事件は41件であり、全体の9.6%である。人証調べを実施した事件の中では、人証数1人の事件が20件と最も多い。

【図98】 平均人証数
(労働関係訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【表99】 人証数別の事件数及び事件割合
(労働関係訴訟)

事件の種類		労働関係訴訟
事件数		427
人証数	0人	386 90.4%
	1人	20 4.7%
	2人	12 2.8%
	3人	5 1.2%
	4人	4 0.9%
	5人以上	0 0%

2.4.5 控訴審における行政事件訴訟

行政事件訴訟の控訴審における平均審理期間は7.7月であり、民事訴訟全体の控訴審における平均審理期間（6.2月）よりも長い。第一審における行政事件訴訟と民事訴訟全体の平均審理期間の差と比べると、その差は限られたものとなっている。これは、第一審の審理及び判断を前提として手続を進めることとされている控訴審では、行政事件訴訟の専門性や当該事案の複雑性による審理期間への影響が、第一審ほど大きくないためではないかと考えられる。

行政事件訴訟の控訴審は、民事訴訟全体の控訴審と比べて、平均口頭弁論期日回数が多いが、平均争点整理期日回数は少なく、争点整理実施率も大幅に低くなっている。

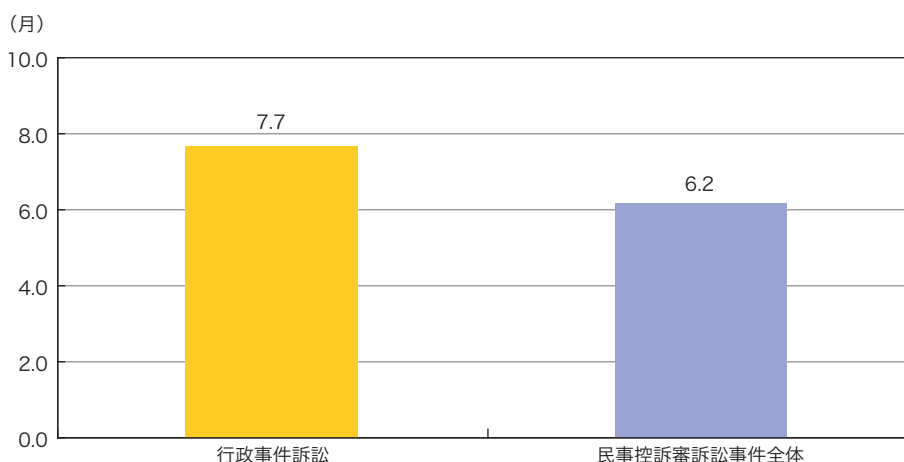
○ 行政事件訴訟の控訴審における審理期間の状況

【図100】は、控訴事件について、行政事件訴訟及び民事訴訟全体の平均審理期間を示したものである。

これによれば、控訴審における行政事件訴訟の平均審理期間は7.7月であり、民事訴訟全体の平均審理期間が6.2月であるのと比べて、1.5月長くなっている。これは、行政事件訴訟が、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用が争点となる専門性の高い訴訟類型である上、争点が多数で複雑な事案が多く、控訴審においてもその審理に一定の時間を要するためではないかと考えられる。

もっとも、第一審においては、行政事件訴訟の平均審理期間（14.4月）は、民事訴訟全体の平均審理期間（7.8月）より6.6月長い。控訴審においては、これに比べると、その差は限られたものとなっている。これは、行政事件訴訟が専門性が高く、争点が多数で複雑な訴訟類型であることから、第一審においてはその審理に相当程度の時間を要するが、控訴審においては、第一審の審理及び判断を前提として手続を進めることとされており、改めて争点を整理したり、証拠調べを実施したりする必要がある事件が相対的に少ないので、行政事件訴訟の専門性や当該事案の複雑性による審理期間への影響が、第一審ほど大きくないためではないかと考えられる。

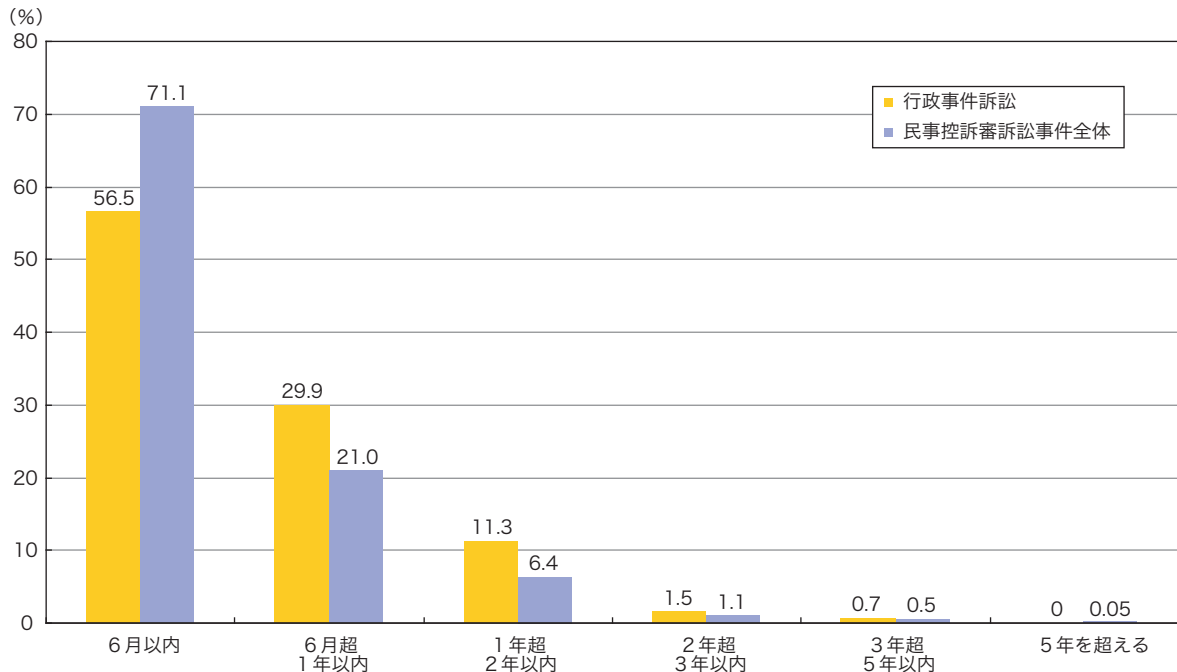
【図100】 平均審理期間（行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）



【図101】は、行政事件訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における審理期間別の事件数の割合を示したものである。これによれば、行政事件訴訟の控訴審においては、審理期間が6月以内の事件の割合が56.5%と最も高いが、民事訴訟全体のその割合（71.1%）と比べると低くなっている。また、審理期間が6月を超えて1年以内の事件の割合と審理期間が1年を超えて2年以内の事件の割合は、いずれも行政事件訴訟の

控訴審のほうが高くなっている。このことから、行政事件訴訟は、その専門性や当該事案の複雑性のため、控訴審においても審理には一定程度の時間を要していることがうかがわれる。

【図101】 審理期間別の事件割合（行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）

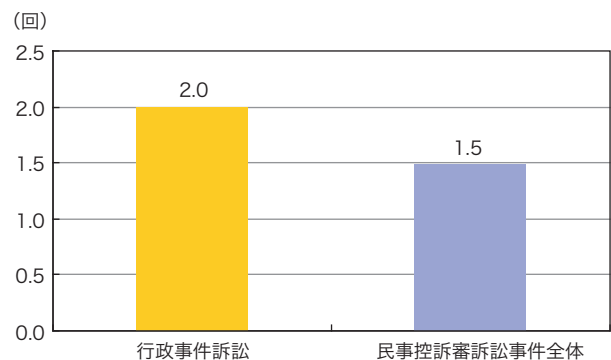


○ 行政事件訴訟の控訴審における期日の状況

【図102】は、行政事件訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均口頭弁論期日回数を示したものである。これによれば、行政事件訴訟の控訴審における平均口頭弁論期日回数は2.0回であり、民事訴訟全体の控訴審における平均口頭弁論期日回数（1.5回）の約1.3倍となっている。

【図103】は、行政事件訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における争点整理実施率を示したものである。行政事件訴訟の控訴審における争点整理実施率は4.3%であり、民事訴訟全体の控訴審の争点整理実施率（12.7%）より大幅に低い。控訴審においては、第一審が行った審理及び判断を前提として手続を進めることとされていることに加え、行政事件訴訟は、第一審における争点整理実施率も低く^{*32}、これと同様の理由から、控訴審における争点整理実施率も低くなっているものと考えられる。

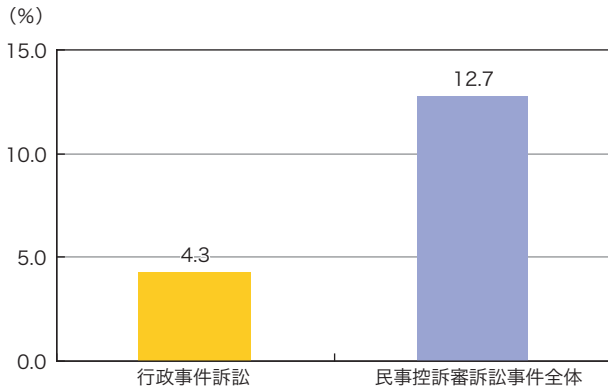
【図102】 平均口頭弁論期日回数
（行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体）



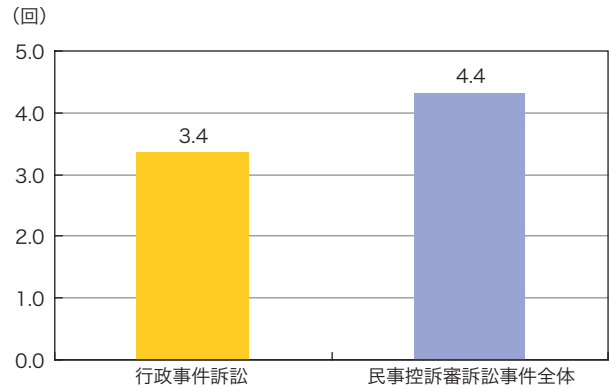
*32 本件調査期間における行政事件訴訟第一審の争点整理実施率（29.8%）は、民事第一審訴訟事件全体の争点整理実施率（36.2%）よりも低くなっている。もっとも、行政事件訴訟においては、通常的口頭弁論期日において争点整理が行われることもあり、そのために争点整理実施率が低くなって現れている可能性がある（第1回報告書131頁参照）。

【図104】は、行政事件訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均争点整理期日回数を示したものである。行政事件訴訟の控訴審における平均争点整理期日回数は3.4回であり、民事訴訟全体の控訴審の平均争点整理期日回数（4.4回）よりも1.0回少ない。

【図103】 争点整理実施率
(行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



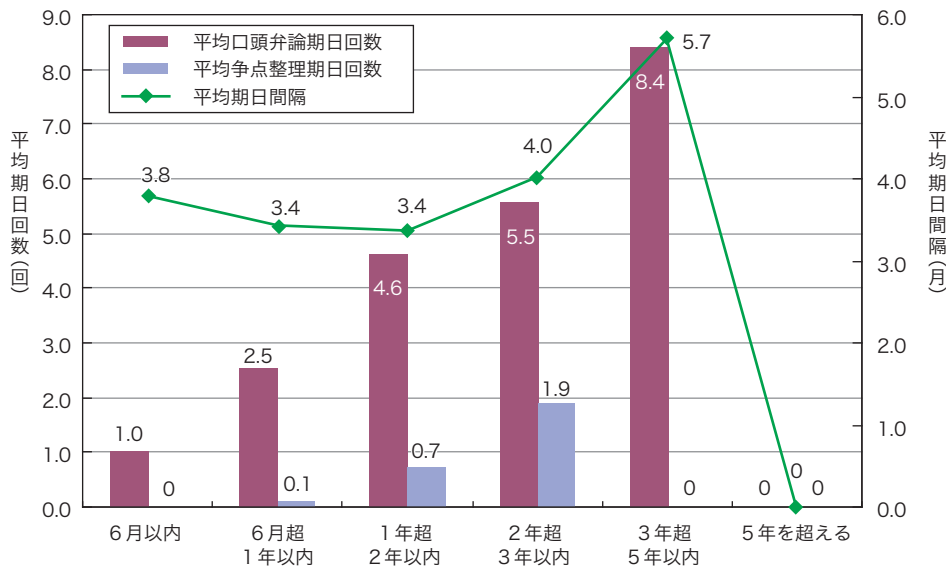
【図104】 平均争点整理期日回数
(行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



※ いずれも争点整理手続を実施した事件についての数値である。

【図105】は、行政事件訴訟の審理期間別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均期日間隔を示したものである。審理期間が3年以内の事件を見ると（審理期間が3年を超えて5年以内の事件は5件のみである。）、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数は、審理期間が長くなるに従って増加する傾向があるが、平均期日間隔にはそのような傾向は見られない。また、審理期間の長短にかかわらず、平均口頭弁論期日回数の方が平均争点整理期日回数より多くなっている。

【図105】 審理期間別の平均期日回数及び平均期日間隔（行政事件訴訟）

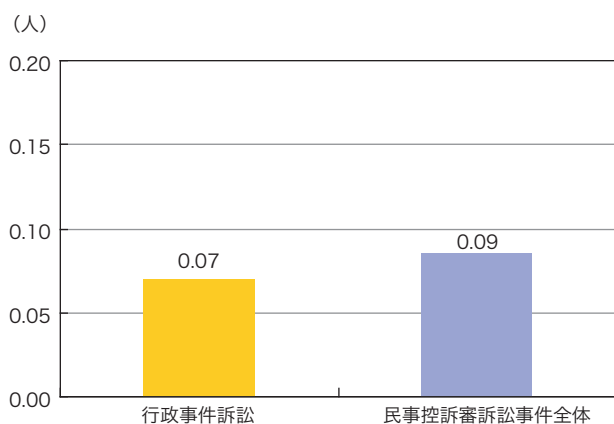


○ 行政事件訴訟の控訴審における人証調べの状況

【図106】は、行政事件訴訟及び民事訴訟全体の各控訴審における平均人証数を示したものである。これによれば、行政事件訴訟の控訴審における平均人証数は0.07人であり、民事訴訟全体の控訴審における平均人証数（0.09人）よりも若干少ない。

【表107】は、行政事件訴訟における人証数別の事件数及び事件割合を示したものである。これによれば、人証調べを実施しなかった事件（人証数0人）は685件であり、全体の95.8%を占めている。これに対し、人証調べを実施した事件は30件であり、全体の4.2%である。人証調べを実施した事件の中では、人証数1人の事件が18件と最も多い。

【図106】 平均人証数
(行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件全体)



【表107】 人証数別の事件数及び事件割合
(行政事件訴訟)

事件の種類		行政事件訴訟
事件数		715
人証数	0人	685 95.8%
	1人	18 2.5%
	2人	7 1.0%
	3人	4 0.6%
	4人	0 0%
	5人	1 0.1%
	6人以上	0 0%

2.5 事件数や審理期間に関する地域的状況

本件調査期間の既済事件数は、東京高等裁判所及び大阪高等裁判所が、他の高等裁判所に比べて圧倒的に多い。

平均審理期間は、高等裁判所により、多少のばらつきがある。

○ 高等裁判所別の事件数及び審理期間の状況

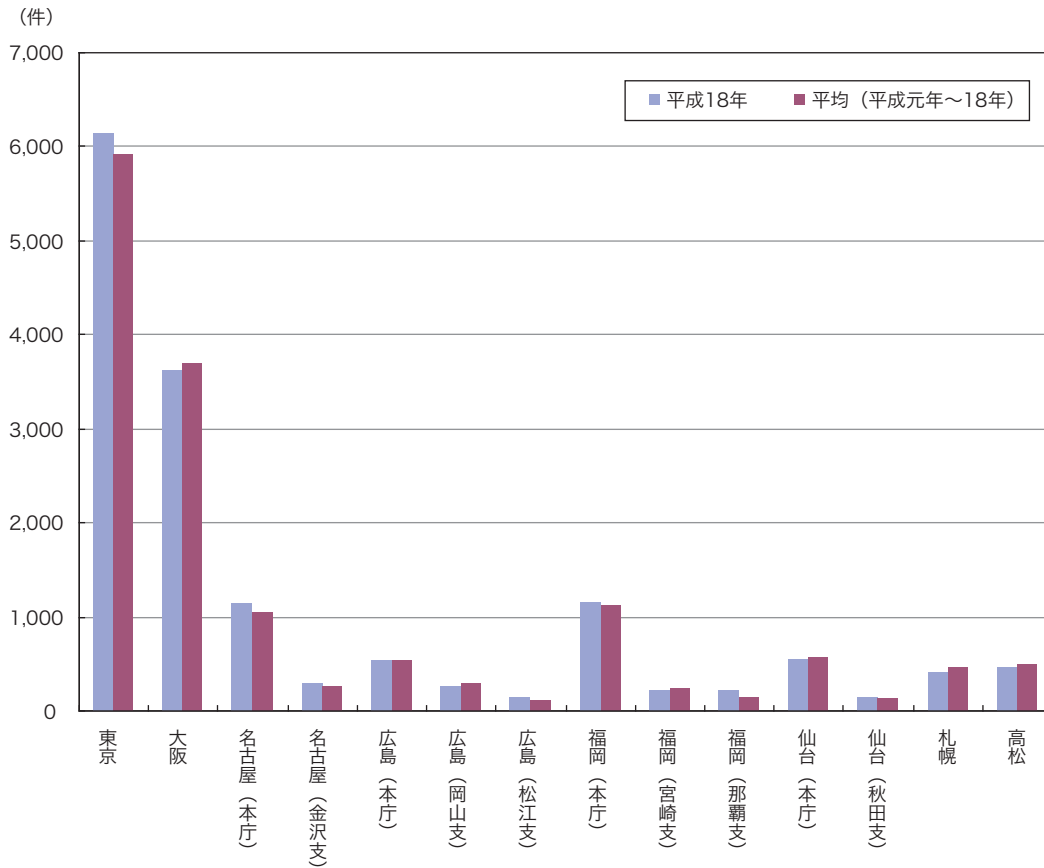
【図108】及び【図109】は民事訴訟事件と行政事件の事件数について、【図110】及び【図111】は同様に平均審理期間について、全国8か所の高等裁判所及び全国6か所の高等裁判所支部ごとに、それぞれ本件調査期間に既済となった事件についての数値及び平成元年から平成18年までの期間に既済となった事件についての平均値を示したものである。

【図108】及び【図109】を見ると、東京高等裁判所、次いで大阪高等裁判所の既済事件数が、他の高等裁判所に比べて圧倒的に多いことが分かる。

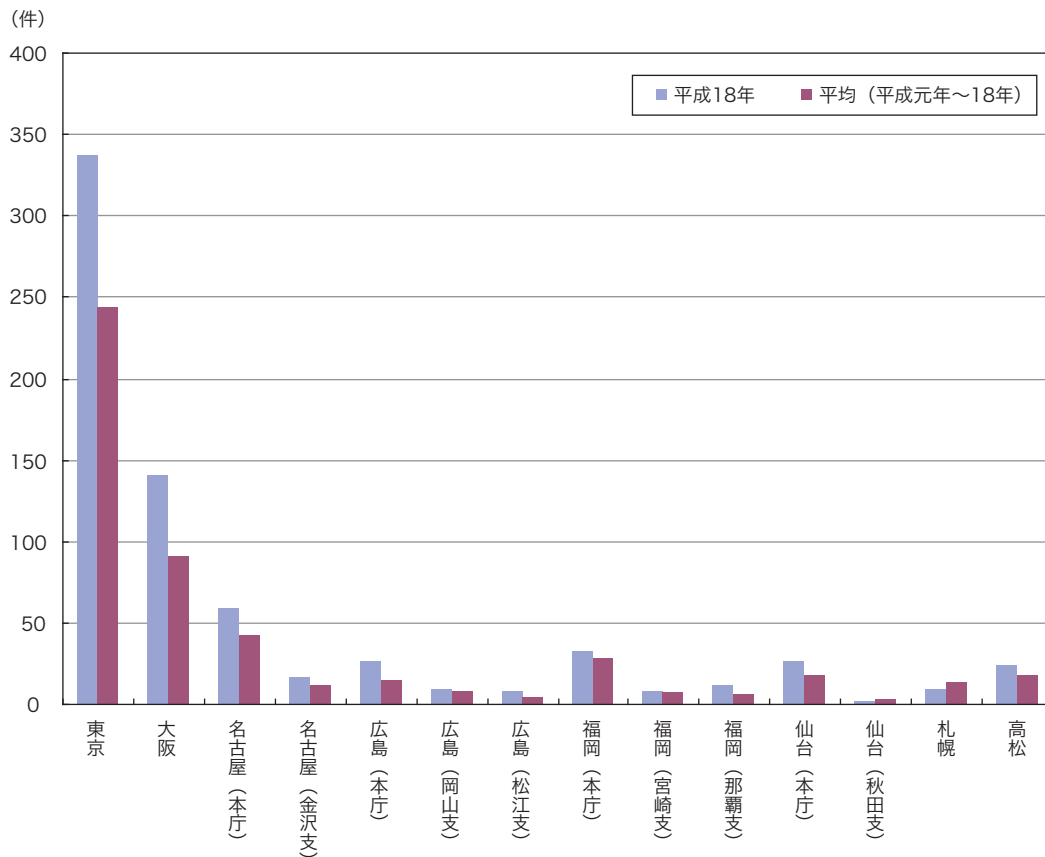
そのため、本報告書で示した全国の高等裁判所の統計データについても、東京高等裁判所及び大阪高等裁判所のデータが大きな影響を与えているという点に留意する必要がある。

【図110】及び【図111】を見ると、平均審理期間は、高等裁判所により、多少のばらつきがある。また、平均審理期間について、平成18年（本件調査期間）の数値と平成元年から平成18年までの期間の平均値とを比較すると、民事訴訟事件では、支部も含めたすべての庁において、平成18年の平均審理期間の方が短くなっているのに対し、行政事件では、一部の庁で平成18年の方が平均審理期間が長くなっている。

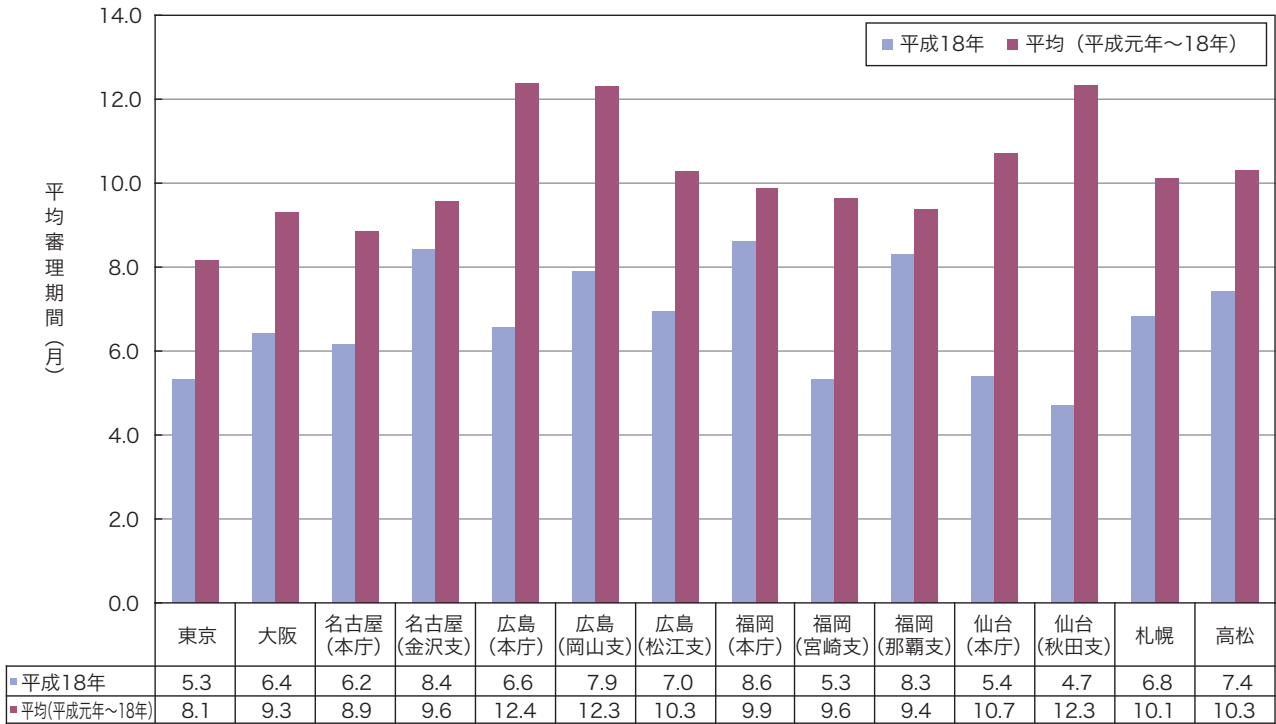
【図108】 高等裁判所別既済事件数の状況（民事）



【図109】 高等裁判所別既済事件数の状況（行政）



【図110】 高等裁判所別審理期間の状況（民事）



【図111】 高等裁判所別審理期間の状況（行政）

